

人流データを活用した観光地分析業務に係る業者選定実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

人流データを活用した観光地分析業務

(2) 業務の目的

本業務は、主に国内観光客の来訪地や発地、属性、周遊情報等が把握できる人流データを活用し、第3次観光戦略の策定やデスティネーションキャンペーン等の実施に係る準備を進める本市において、分析結果に基づいた観光戦略の策定や受入体制の強化、効果的かつ効率的なプロモーション展開等を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙 人流データを活用した観光地分析業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限額

500万円

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

- (1) おおむね3年以内に地方公共団体、企業、法人等が発注する類似事業を受注した実績があること。
- (2) 東近江市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること又は登録のない者にあつては、「4 名簿に登録されていない者の参加」に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。
- (3) 東近江市入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市の指示に柔軟に対応できる者であること。
- (5) 次の事項に該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく東近江市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者

- イ 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年告示第253号）又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年告示第137号）に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- エ 役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4 名簿に登録されていない者の参加

名簿に登録されていない者は、次に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。

- (1) 法人及び商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書
- (2) 財務諸表（法人及び個人）直近1期分
- (3) 法人にあつては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税（法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の未納がないことが確認できるもの
- (4) 個人にあつては、直近年の国税（所得税、消費税及び地方消費税）並びに直近年度の都道府県税（事業税）及び市町村民税（個人市町村民税、固定資産税及び

軽自動車税)の未納がないことが確認できるもの

(5) 暴力団等の排除に係る誓約書(様式6)

5 質問の受付

(1) 本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は、質問書(様式1)を提出すること。

ア 提出期限 令和7年8月27日(水)午後5時

イ 提出方法 本実施要領に記載している電子メールアドレス宛てに、提出すること。提出後は、必ず電話で受信確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和7年8月29日(金)午後5時までに、質問内容を含めて本市のホームページにおいて随時公表する。

6 企画提案内容

(1) 提出期限 令和7年9月5日(金)午後5時(必着)

(2) 提出書類

ア 人流データを活用した観光地分析業務プロポーザル参加申込書(様式2)

イ 企画提案書(任意様式)

(ア) 別紙の仕様書に基づき、円滑な事業実施に向けた具体的な提案を行うこと。

(イ) 提案趣旨、アピールしたいポイント等を簡潔に記載すること。

(ウ) A4判又はA3中綴じで提出すること。

ウ 業務スケジュール(任意様式)

エ 業務受注実績調書(様式3)

オ 業務の実施体制(様式4)

カ 会社概要書(様式5)

キ 見積書(任意様式)

(ア) 見積書には、事務的経費の見積金額、消費税及び地方消費税並びに合計額を記載すること。

(イ) 見積金額の明細を記載すること。

(3) 提出部数

上記アからキまでの順に並べ、正本1部及び副本9部を提出すること。

7 契約候補者選定方法

(1) 審査委員会

本市職員等により構成された審査委員会を設置し、審査する。

(2) 審査方法及び審査結果

ア 一次審査

応募者数が多数に及んだ場合は、担当部局において一次審査（企画提案書の内容を書類審査）を実施し、選考する。

(ア) 実施期日 令和7年9月11日（木）

(イ) 結果通知 応募者全員に選考結果を電子メールで通知する。

なお、一次審査が行われなかった場合は、その旨を通知する。

イ 二次審査

(ア) 審査委員会において、企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

(イ) 別に定める審査表に基づき各審査委員が採点を行い、審査委員別にプロポーザル参加者ごとの合計点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点、第4位以下に0点の順位点を付与する。ただし、同順位のプロポーザル参加者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となったプロポーザル参加者の数で除して得られる点数を付与する。

(ウ) プロポーザル参加者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付す。ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とする。

(エ) 最も順位の高い者を契約候補者として選定する。

(オ) 応募者が1者の場合であっても、審査委員会による審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

(カ) 審査の結果、基準点に満たない場合は、採用しない場合がある。

(キ) プレゼンテーション及び審査経過は非公開とし、審査結果については、文書で通知する。

(ク) 審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

(3) 評価項目

別紙のとおり

(4) プレゼンテーション

ア 実施日時

令和7年9月19日（金）

イ 実施時間

1者につき30分程度（提案15分以内及び質疑15分）。ただし、一次審査の結

果により変更する場合がある。

ウ 資料

企画提案書提出時の資料を用い、追加資料の提出は認めない。

なお、実際の画面やスライド資料等を使用する場合は、モニターは当市で準備するが、パソコン、ケーブル等必要なものは提案者が準備すること。

エ 出席者

提案書の推進体制に記載されている管理責任者又は主任担当者が行うこととし、会場への入室は3人以内とする。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、参加者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しないとき。
- (3) 審査委員会が定める審査基準点に満たないとき。
- (4) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由を認めるとき。

9 日程（予定）

令和7年8月22日（金）	プロポーザルの公告及び実施要領の公表
令和7年8月27日（水）	質問受付期限
令和7年8月29日（金）	質問回答
令和7年9月5日（金）	応募書類提出期限
令和7年9月11日（木）	一次審査及び結果通知（必要な場合のみ）
令和7年9月19日（金）	審査委員会（プレゼンテーション）

10 情報公開及び提供

- (1) 参加者数及び選定した契約候補者については、本市ホームページにおいて公表する。
- (2) 本プロポーザル実施に関する情報及び参加者から提出された資料は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）に基づき公開することがある。

11 契約

- (1) 今回のプロポーザルは、業務案を選定するものではなく、契約候補者を選定するものであることから、業務委託に当たっては、提案内容に拘束されるものではない。

- (2) 契約候補者との契約に当たっては、仕様等について改めて協議の上、契約内容を確定し、改めて提出された見積書により契約額を確定する。
- (3) 契約に当たっては、東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53号）に基づくこととする。

12 その他

- (1) このプロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限以後における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は、認めない。
- (5) 業務の実施体制に記載した担当者は、特別な場合を除き、変更することはできない。

なお、特別な場合で担当者を変更するときは、変更前の担当者と同等以上の業務経歴を有する者とし、本市の承認を要する。

- (6) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、本選定を中止することがある。
- (7) このほか必要な事項は、市長が別に定める。
- (8) 連絡先及び提出先

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

東近江市商工観光部観光物産課 担当 地家

電 話 0748-24-5662

メール kanko@city.higashiomi.lg.jp

(様式1)

質 問 書

東近江市 部 課 宛

(商号又は名称)

人流データを活用した観光地分析業務についての質問書を提出します。

質 問 内 容	
所属部門	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	

(様式2)

人流データを活用した観光地分析業務 プロポーザル参加申込書

東近江市長 様

標記事業の提案に参加したいので、東近江市の配布資料（人流データを活用した観光地分析業務に係る業者選定実施要領及び人流データを活用した観光地分析業務仕様書）の内容を全て把握し、また、本公募に係る参加資格要件を全て満たしていることを誓約し、ここに参加申込書を提出します。

手続に当たり、提出する全ての書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。虚偽の記載があると認められた場合は、提案参加資格を取り消されても異議申立てを行いません。

申込日		年 月 日
住所		〒
会社名		印
代表者の職・氏名		印
連絡 担 当 者	氏名	(フリガナ)
	所属・役職	
	電話番号	
	E-mail	

(様式3)

業務受注実績調書

(商号又は名称)

業務名	発注機関	業務概要・金額	履行期間

(注1) おおむね5年以内の人流データ分析に係る支援業務等の受注実績を記入すること。

(注2) 近畿(滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県)での業務実績を優先して記入すること。

(注3) 上記項目を満たすものであれば任意様式で構わない。

(様式4)

業務の実施体制

事業者名

役割	氏名・年齢・所属	勤務年数	担当する業務
管理 責任者	氏名 歳 所属	勤務年数 年	
主任 担当者	氏名 歳 所属	勤務年数 年	
担当者①	氏名 歳 所属	勤務年数 年	
担当者②	氏名 歳 所属	勤務年数 年	
担当者③	氏名 歳 所属	勤務年数 年	

(注1) 配置を予定している者全員について記入すること。

(注2) 本業務を主体的に行う担当者を「主任担当者」欄に記載すること。

(注3) 記入欄が不足する場合は、複写して作成すること。

(注4) 上記項目を満たすものであれば任意様式で構わない。

(様式5)

会社概要書

名称	
代表者名	
所在地	
ホームページ アドレス	
設立年月日	
資本金又は 基本財産	年 月 日現在 千円
従業員数	年 月 日現在 名
経営理念	
運営方針	
業務内容	

(注1) 会社等の概要パンフレット等を添付しても良い。(任意)

(注2) 上記項目を満たすものであれば任意の様式で構わない。

(様式6)

誓 約 書

年 月 日

東近江市長 様

本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、今回のプロポーザルに参加するに当たり、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、下記の事項を確認するため、貴市から役員等名簿の提出を求められた場合には、速やかに提出するとともに、当該名簿により提出する当方の個人情報を東近江警察署に提供することについて同意します。

記

次の各号に掲げる者でないこと。

- (1) 役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者